

行財政改革アクションプランの改定の方向性について（事務局案）

1 改定に向けた前提条件

現行の行財政改革アクションプランの取組状況に対する有識者会議の検証結果等を踏まえたアクションプランの改定にあたっての前提条件は、次のとおりである。

(1) 行財政改革アクションプランの取組結果の反映

76の取組みのうち「質の改革」や「活力のある地域社会の形成」を中心に約5割は計画・目標を達成したものの、令和元年度以降は自然災害や新型コロナの対策を優先し、町内経済の回復状況を踏まえつつ取組みを進めた結果、進捗に遅れが生じた項目もあり、収支改善効果額が見込めなくなった部分を好調が続いたふるさと納税等が補うことでプラン全体では財政健全化効果額が達成された。

今後は財源確保策のスケジュール見直しに伴う財源不足が顕在化すると考えられることから、「持続可能な行財政運営」の理念は受け継ぎつつ、財源確保策の着実な進展を図るための仕組みを検討するとともに、個別の取組みの掘下げと目的・目標指標の明確化やより効果的な検証を通じて、行財政改革の更なる充実を図る。

※第2回有識者会議における今後の行財政改革への主な意見

- ①目的（収支改善、サービスの拡充）や目標指標（アウトプット、アウトカム）を明確にし、効果的な評価、検証に繋げるとともに質の改革にも前向きな改革であることを表現する。
- ②計画を策定する段階で、個別の項目を掘り下げて検討する必要がある。

(2) 中長期財政見通しの結果の反映

財政見通しの結果、固定資産税超過課税を継続した場合であっても、想定を大きく上回る財源不足が生じ、年々拡大していく見通しであり、本町の持続可能性が問われている。この直面する財政危機を乗り越えるため、即自的な対応と中長期的な視点とを組み合わせ、段階的に財政構造の転換を図り、持続可能な行財政運営を着実に実現するための計画とする。

(3) 第6次総合計画後期基本計画の反映

第6次総合計画の将来像の達成に向け、後期基本計画策定時に追加した課題を踏まえ、主要施策の効果的な実施を財政面で可能とするための取組みを次期プランに反映させる。

2 前提条件を踏まえた改定の方向性

■基本理念

【H27-28プラン】 「自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革」



【現行プラン】 「持続可能な行財政運営の実現に向けた改革」



【次期プラン】 「持続可能な行財政運営の実現に向けた改革」

即自的な対応と中長期的な視点とを組み合わせ、段階的かつ着実に財政構造の転換（量の改革）を実現することで拡大する財源不足への対応を図るとともに、DX^(※)などを通じて必要性の高い行政サービスの質を改善（質の改革）し、第6次総合計画で掲げた主たる課題を解決する（活力のある地域社会の形成）ことにより、持続可能な行財政運営の実現を目指す。

このためには、職員の意識改革と、あらゆる主体との協働のまちづくりが必要となる。（意識の改革）

(※) DX(デジタル・トランスフォーメーション)：デジタル技術の活用を進め、制度や組織の在り方等をデジタル化にあわせて変革していくこと

◆基本方針1

「将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換」



「将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換」

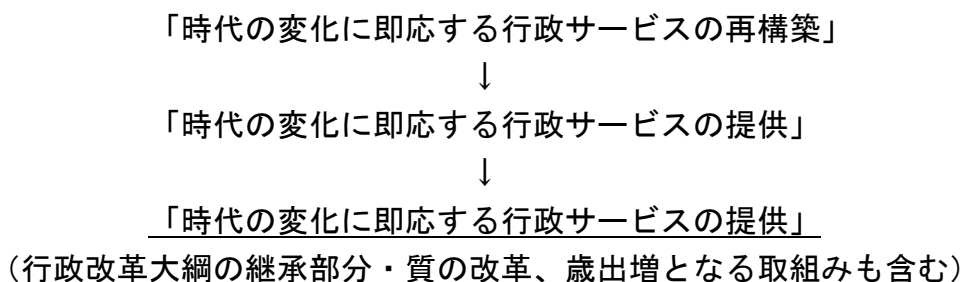


「持続可能な財政構造への段階的かつ着実な転換」

(財政健全化プランの継承部分・量の改革)

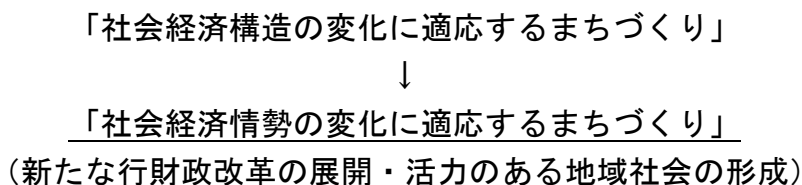
大規模自然災害や長期化する新型コロナへの緊急対策を優先した結果、歳入の減少や対策経費の発生に加え、新財源導入の検討や使用料改定などの財源確保策のスケジュール見直しを余儀なくされ、財政見通しにおいては、現状の財政構造の下では、継続的に財源不足が生じ、長期的に拡大していくことが見込まれる非常に厳しい状況であるため、即自的な対応と中長期的な視点とを組み合わせ、負担を先送りすることなく、段階的かつ着実に財政構造を転換することで直面する財政危機を乗り切るとともに、持続可能な財政構造を実現する。

◆基本方針2



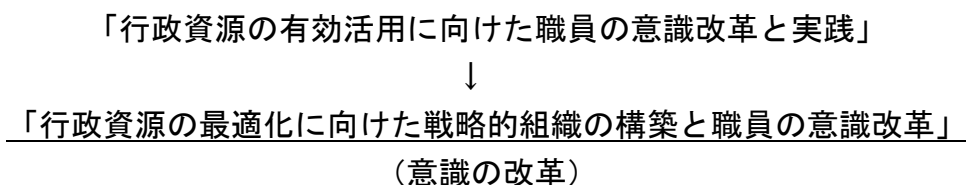
時代の変化とともに複雑化・多様化する町民や観光客のニーズに迅速かつ的確に対応しつつ、DXなどの技術を町に適した形で導入し、量的改革だけではなく質的向上により、満足度を高めるための行政サービスを提供する。

◆基本方針3



第6次総合計画後期基本計画の策定に伴い、町の将来像達成に向けた主たる課題として、「人口減少高齢化の本格化」、「災害への備え」、「医療体制の整備」、「子育て環境の充実」に「町民の暮らし第一のまちづくり」「持続可能なまちづくり」「ブランドカアップ」「新型コロナウイルス対策」が加わったため、人口減少高齢化をはじめとした社会経済情勢の変化に適応しつつ、これらの課題に対する施策について行財政改革の側面から下支えする。

◆基本方針4



限られた行政資源を最適化し、質の高い行政サービスを確実に提供することを目指し、トップダウンとボトムアップとの連携により戦略的に行財政改革を推進することのできる組織を作るとともに、職員一人ひとりが現状に対する問題意識を常に持ち、率先して改善策を提案し実践するための意識改革を行う。

また、行政組織の改革に留まらず、町に関わる多様な主体が適切な役割分担のもと、それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを行う。

3 改定の進め方

会議回数	時期	議 題(予定)	見直しの進め方
第3回	R4.10	改定の方向性について	改定の方向性、新プランの基本理念及び基本方針（事務局案）について意見を伺う。
本部会議	R4.11	基本理念及び基本方針について	有識者会議の結果を踏まえ、基本理念と基本方針案を決定するとともに推進項目案を各課に照会する。
第4回	R4.12	推進項目等について	基本理念、基本方針及び推進項目案について意見を伺う。
第5回	R5.2	新プランの素案について	有識者会議の結果を踏まえ、所要の見直しを行い作成した新プランの素案について意見を伺う。
—	R5.2	パブリックコメントの実施	
第6回	R5.3	新プランの最終案について	素案に対して所要の見直しを行い作成した新プランの最終案について意見を伺う。
—	R5.3	最終案の修正箇所の確認について（メール）	有識者会議やパブリック・コメントの結果に基づき最終案を修正し、プランを確定させる。
第7回	R5.4	新プランの確定について	パブリック・コメントの結果及びそれに伴う修正内容等を説明し、新プランの策定完了報告を行う。